

国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）の環境社会配慮確認のための ガイドライン改訂に関する要望書

JBIC及びNEXIは、「環境社会配慮確認のためのガイドライン（以下「環境GL」）」に基づき、融資等の対象となるプロジェクトについて、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切になされているか確認を行っている。環境GLは、前回の改訂から5年以内に包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行う、と規定されており、昨年12月から現行環境GLの改訂プロセスが開始されている。

当会は、前回改訂時と同様に、国際ビジネスを推進する産業界の立場から、他国ECA（輸出信用機関）とのイコールフットィングの確保の重要性に鑑み、エンジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会とともに、標記要望書を取りまとめ、5団体連名にて6月5日付提出した。

なお、JBIC 及び NEXI においては、ガイドラインの条項ごとに NGO からの提言も踏まえ、論点整理が行われ、環境 GL 改訂に関するコンサルテーション会合の場にて検討される。かかる状況に鑑み、上記5団体は、論点・見直しの必要性についての検討ポイントに対するコメントを産業界の意見として発信していくこととし、環境 GL の第 1 部（項番 1～13）の部分に関するコメントを 6 月 6 日付にて提出した (http://www.jftc.or.jp/proposals/2014/20140606_1.pdf)。

2014 年 6 月 5 日

株式会社国際協力銀行
総裁 渡辺 博史 様

独立行政法人日本貿易保険
理事長 板東 一彦 様

一般財団法人 エンジニアリング協会
日本機械輸出組合
日本鉄道車両輸出組合
一般社団法人 日本プラント協会
一般社団法人 日本貿易会

国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）の環境社会配慮確認のための ガイドライン改訂に関する要望書

エンジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会の四団体は、2008年2月に連名にて国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）宛に環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望を提出し、我が国産業界が、国際的事業展開を行う中で環境社会配慮に最大限留意するとともに、我が国の優れた環境技術や省エネ・新エネ技術を各国に提供することによって環境の維持・改善を支援し、以って各国の持続可能な発展に貢献していることを表明し、前回のパブリック・コンサルテーションの場を通じて産業界が国際社会において置かれている状況を理解いただきました。

今回の改訂においては、同ガイドラインの実施状況の確認、OECD 環境コモンアプローチの改訂及び国際機関・他国公的機関の環境ガイドラインの動向等を踏まえて関係者間で広く議論が行われますが、国際ビジネスを推進する企業の立場から、改訂に際しては特に下記の点にご配慮いただくよう要望いたします。

記

1. 国の政策に従った環境社会配慮の確認

株式会社国際協力銀行法の第一章総則（目的）第一条は「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担う」、また貿易保険法の第一章総則（目的）第一条は「外国貿易その他の対外取引の健全な発達を図る」と謳っており、国際協力銀行並びに日本貿易保険は、我が国の政策に則って業務を展開していることに鑑み、当該ガイドラインにおいても、『我が国の政策を踏まえ、環境社会配慮の確認を行う』ことを明記すべきである。

2. 国際競争力の維持確保のための手続き等の確保

我が国産業は、常に厳しい国際競争にさらされており、国際競争力を維持する上で支障とならない現実的かつ適切な確認内容及び手続を確保すべきである。特に、迅速性は企業の海外事業遂行上極めて重要な要素であり、数ヵ月単位の時間の経過があれば、その間に物価の上昇、労働力確保や資機材調達等の条件の変化により事業の遂行に重大な影響が及ぶことや他国との競争に劣後することもあり得るので、留意いただきたい。

3. OECD 加盟国機関との同水準手続き等の実施

近年、海外事業展開においては、OECD 加盟国のみならず、OECD 環境コモンアプローチに縛られない非 OECD 加盟国企業との競争も激化している。こうした中、本邦企業が環境社会配慮に関する国際基準を遵守しつつ、他国企業と公平・対等に競争できるよう、「環境社会配慮確認のためのガイドライン」の改訂においては、OECD の環境コモンアプローチの改訂を基準として、貴行並びに貴法人と同様の機能をもつ OECD 加盟国の公的機関との比較において同水準の確認内容・手続とし Equal Footing の原則を確保すべきである。

4. 守秘義務等を考慮した情報公開手続き等の確保

対象案件は、商業ベースで実施されることから、情報公開においては、商業上の守秘義務はもちろんのこと安全をも考慮しつつ、プロジェクトの進捗に支障をきたさないような運用を確保することが重要である。

5. 権益取得等新たな資金ニーズへの支援体制の確保

昨今の我が国のエネルギー情勢を踏まえ、日本が輸入するエネルギー資源価格の低下に繋げることも意識し、今後、(資源権益価格が比較的廉価な) 早期の段階で資源権益を取得する案件が出てくるものと思われる。一方、現在の環境ガイドラインでは、環境影響評価書が未作成段階での権益取得等の資金ニーズへの対応は想定していないと思われるため、日本の輸入するエネルギー資源価格の低廉化に繋げるべく、こうした資金ニーズに対しては、一定の環境影響評価を実施すること(あるいは融資実行後に実施する環境影響評価において不適切な結果が出た場合は強制償還とすること)等により環境影響評価書が未作成段階でも融資可能とするなど実態に即した運用を可能としたい。

以上